

第4号議案

2008年度活動方針（案）

はじめに

石油、鉄、小麦、トウモロコシといった原材料価格の高騰は様々な産業に深刻な影響を及ぼしつつあります。特に食料素材の高騰は直接的に私達生活者の家計を直撃しています。また、食料調達のグローバル化は、中国製ギョーザ事件に象徴されます様に、命にかゝる食の安全性にとって極めて深刻な問題として大きくクローズアップされることとなりました。

いずれにしても、私達勤労者の暮らしは日々厳しさが増すばかりと言わねばなりません。自民党政権が声高にさげている、日本国民を豊かにするはずのグローバル化や規制緩和が本当に国民に幸福をもたらしたのであるだろうか。このことに疑問を示すと、必ずと言っていい程改革の道中だから、或は、中途半端な状態だから豊かさを享受できないんだとの反論が出て来ます。

しかし、格差社会やワーキングプアといった言葉が作り出された様に、弱者が増々苦しい立場に追い込まれて行くというここ数年来の状況を考えますと、生活者にとってこの間違った方向には、明確にNOを突きつけなければなりません。その為にも今こそ、私達はこれまでの自主福祉運動を推進して行くと同時に、ウイングを広げた運動も展開することで、勤労者だけでなく地域社会にも労福協の存在を示して行くことが大事ではないでしょうか。

活動の基調

1. 自主福祉事業団体の発展のため、労働団体及び事業団体と連携し、その基盤強化を目指します。また、そのための相互理解にも努めます。
2. 社会情勢を捉え、必要に応じ、政府、地方自治体、地方議会などに働きかけを行ないます。働きかけ方については実効のある形にして行きます。
3. 事業推進にあたっては、関係組織労働者を軸として未組織労働者やOBの参加も視野に入れながら推進します。
4. 中央・中部ブロック、北陸ブロックの労福協を中心に連携や情報交換を行い、必要な課題にあっては統一行動に参加します。また、県内の友誼・市民団体との共同行動、関係政党、議員との相互関係を深めます。

活動方針

1. 政策・制度の改善

- (1) 自治体への要求については、連合福井並びに各地協との協議を持ちながら、事業団体の要求内容に照らして対応して行きます。

2. 自主福祉事業の強化・発展

(1) 事業団体に対する事業推進活動の強化

労福協の会員でもある連合福井と連携を密にしながら、事業推進に対する協力を求めると同時に、各事業団体間の相互理解を深める手だてを考え強化を進めて行きます。

(2) 未組織関係への働きかけ

未組織労働者や各種団体に対する接近や広報は困難性が大きいものがありますが、自治体広報やマスメディアも利用しながら働きかけを行ないます。

3. 分野毎の事業展開

(1) 生活設計支援のための事業

勤労者のための労働問題基礎講座

アンケートの結果からは評価を得ています。2007年度より2年に1回の開催（福井地区は毎年）となりましたので、2007年度未開催の地区で開催します。補助事業となり、テーマも少しゆるやかなものになりましたので、より楽しめる講座を目指します。

くらしなんでも相談会

福井地区は常設（ライフサポートセンター福井）

福井市以外の8市については、基本的に7月と2月に実施しますが、地域を考慮しながら実施して行きます。

相談対応者として、弁護士に依頼します。また、法律以外の相談対応者として各事業団体にも協力をお願いします。

ライフサポートセンター福井

2年目に入りますが、1年の反省を踏まえ課題を整理し、さらにスキルアップに努めます。必要であれば研修会等の派遣なども行なって行きます。

(2) 文化・スポーツ関係事業

第58回勤労者美術展

勤労者のライフスタイルを支える大きな柱として、今年も広く参加を求めます。

開催日	9月23日(火)	搬入
	9月24日(水)	審査
	9月25日(木)～28日(日)	展示
	9月28日(日)	表彰
	9月29日(月)	搬出
会場	福井県立美術館	

親子ふれあい事業

地域主催として賛同し、メーカーの家族参加も含めて費用を助成します。

文化公演への参加

福井芸術・文化フォーラム主催を中心とした公演に助成し、参加者を募ります。

第19回勤労者綱引大会

第18回大会より、福井市綱引連盟との共催とします。経費の一部負担とします。基本的には勤労者の冠がつく間継続することといたします。

尚、運営については県綱引連盟と協議します。

ボウリング大会

今年度も地域の特性を生かした地域大会開催として行きます。

(3) 研修会等の実施

退職前後セミナー

受講意欲は熱心なものがあり、期待に応えて行く為にも、又、団塊世代対策強化にもつながりますので実施します。開催場所や回数については協力団体と協議します。

諸課題の研修

趣味・実務等の分野における研修も模索します。

他団体との関係

1. 地域労福協について

連合地協に協力を要請しながら、地域労福協としての活動を行なって行きます。具体的には労働問題基礎講座、ボウリング大会、親子ふれあい事業等を行ないます。必要経費については連合と協議して支出します。

2. 自治体、関係団体との協議・協力

(1) 県に対しては政策・制度に関する要求を行い、知事との懇談の場を設定します。市・町長に対しては必要に応じ、福祉事業団体と協議し要求や意見交換を行います。

(2) 関係議員

各議会での自治体要求の際の助言や、予算執行に関するバックアップを依頼していきます。

(3) 友誼・団体等

諸事業を推進するにあたり、弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、県労働相談員に対して協力を依頼していきます。

3. 機関会議、広報関係

(1) 幹事会は年6回奇数月、三役会議は年6回偶数月として定例開催します。

(2) 連携強化実務責任者会議を必要の都度開催します。

(3) 広報については機関紙「ふくいろうふく」を年6回発行し、配布します。